

ドローン飛行申請時の各種行政手続事例集

令和5年4月

国土交通省

目次

1. 本事例集の概要
2. ドローンを活用する際に行う行政手続
 - 2-1 ドローンを活用する際に行う行政手続に関する法令と関係者
 - 2-2 ドローンを活用する際に行う行政手続の標準的な手続フロー
3. 行政手続事例
 - 3-1 ドローンを活用した港湾施設の点検
 - 3-2 都市部の川沿いにおけるドローンを活用した支援物資輸送
 - 3-3 ドローンを活用した臨港道路等の点検
 - 3-4 都市部の臨海地域におけるドローンを活用した支援物資輸送
 - 3-5 沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送
 - 3-6 沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送
 - 3-7 ドローンを活用した港湾施設の点検
 - 3-8 ドローンを活用した海底測量
4. 手続一覧表

1. 本事例集の概要

○本事例集を作成した背景と目的

国土交通省では、平時での施設点検や地形測量、気象観測、また、災害時には被災状況の把握、被災者の救援・救助、災害復旧・復興支援等の様々な業務において、ドローンの利活用を進めている。

国土交通省では、令和3年度から令和4年度に、国土交通省の現場を活用したドローンの実証実験を行った。本事例集に示している手続等を行うことにより円滑に実証実験を実施することができたため、その際に必要となった手続等を参考として紹介する。

○本事例集の活用範囲

本事例集は、国土交通省の委託事業を実施する者を対象とする。ただし、一般のパイロット等においても本事例集を参考とすることができる。

○本事例集における用語の定義

用語	定義
行政手続	行政庁の行為に関わる事前手続と事後手続を含んだ手続
飛行計画立案者	ドローンの飛行にあたってその計画を立案する者
関係者	ドローンの飛行にあたって施設・土地を使用又はその上空若しくは周辺を飛行する場合に関係する施設・土地の管理者等
飛行計画書	ドローンの飛行にあたっての飛行目的や占有場所、飛行ルートなどの計画を記した書類
飛行計画	航空法第132条の88第1項及び航空法施行規則第236条の83第1項各号の規定により、無人航空機を飛行させる者が国土交通大臣に通報する計画 ※令和4年12月5日の改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う場合は飛行計画の通報が義務となった。 ※特定飛行を行わない場合であっても、飛行計画の通報を行うことが推奨される。
許可・承認申請書	ドローンの飛行にあたって規制されている空域又は飛行方法で飛行させる際に、その飛行の許可・承認を得るため航空局に提出する書類 ^{注1}
許可・承認書	ドローンの飛行にあたって規制されている空域又は飛行方法で飛行させる際に、許可・承認申請書を提出し、その飛行の許可・承認を得た際に航空局から発行される書類 ^{注1}
飛行日誌	航空法第132条の89及び航空法施行規則第236条の84の規定により、無人航空機を飛行させる者が備え、記載しなければならない日誌 ※令和4年12月5日の改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う場合は飛行日誌の備え及び記載が義務となった。 ※特定飛行を行わない場合であっても、飛行日誌の備え及び記載を行うことが推奨される。
事故等の報告	航空法第132条の90及び航空法施行規則第236条の85各号の規定並びに航空法第132条の91、航空法施行規則第236条の86及び第236条の87各号の規定により、無人航空機を飛行させる者が国土交通大臣に報告する無人航空機に関する事故及び重大インシデント報告
占有場所	行為者によって事実上支配下に置かれる場所
占有関係書類	場所を占有するにあたってその行為者が提出する書類
占有関係許可証	場所を占有するにあたってその行為者に発行される許可証
関係区域	国や地方公共団体などの機関が、その取り扱う事務について関係する区域
包括申請	申請が必要な飛行について、同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合、また継続的に飛行を行う場合に、飛行場所を特定せず1年を限度として行う申請

注1：機体認証を受けた機体を、無人航空機操縦者技能証明を保有する操縦者が飛行させる場合には、立入管理措置や安全確保措置を講じる等の運航ルールの順守を前提に、特定飛行の一部について個別の許可等が不要となることに留意。

2. ドローンを活用する際に行う行政手続

2-1 ドローンを活用する際に行う行政手続に関する法令と関係者等

※今回の実証実験で行った手続に関する法令等を掲載している。

	法令	関係者等	備考
1	航空法	東京航空局・大阪航空局等	航空法第132条の85第1項各号に掲げる空域における飛行又は航空法第132条の86第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行(特定飛行)を行う場合は、飛行の許可・承認手続き ^{注1} が必要な場合がある他、飛行計画の通報、飛行日誌の備え及び記載が必要である。また、無人航空機の事故・重大インシデントが発生した際には国土交通大臣への報告が必要である。(事故の場合は負傷者の救護等の措置も含む。)
2	道路交通法 道路法	警察署 道路管理者	道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合には、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路交通法の道路使用許可を要するが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用しようとする場合、例えば、道路の上空をドローンが飛行するというのみをもっては、現行制度上、道路使用許可を要しない。なお、道路上に注意喚起看板等を設置する場合には、道路交通法に基づく道路使用許可及び道路法に基づく道路占用許可を要する場合がある。
3	河川法	河川管理者	ダム等の河川管理上重要な施設付近ではドローンの飛行を制限している場合があり、また地域協議会等でドローンの飛行ルールを定めている地域があるため、当該河川区域を管轄する河川事務所のホームページ等を確認しておく必要がある。また、他の河川利用を妨げるおそれがある場合には、トラブル防止の観点から、関係者と事前調整等しておくべきである。なお、河川区域内の土地に工作物を設置する等、当該土地を排他・独占的に使用する場合には、河川法に基づく手続きが必要となる。 ※令和5年度に策定予定の「河川上空を活用したドローン物流マニュアル(仮称)」において、必要な手続きについて詳述予定。
4	港則法 海上交通安全法	海上保安部・保安署	海上に作業船の配置や工作物を設置する等、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は、港則法又は海上交通安全法の許可又は届出を要することがある。
5	港湾法	港湾管理者	港湾管理者たる地方公共団体等が定める条例等において、無人航空機の飛行の許可を求めている場合があるほか、港湾施設等の占用又は使用に係る許可を求めているたり、安全上の観点から荷さばき地等への立ち入りを制限している場合がある。
6	漁港漁場整備法	漁港管理者	漁港管理者が定める漁港管理条例において、漁港施設の利用に係る届出や漁港施設の占用又は使用に係る許可を求めている場合があるほか、安全上の観点から、防波堤等への立ち入りを制限している場合がある。
7	民法	施設土地管理者	土地の所有権が及ぶ土地上の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされている。このため、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるにあたって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではない。
8	都市公園法	公園管理者	都市公園内におけるドローンの飛行については、各公園管理者により条例等に基づき、禁止行為や許可が必要な行為とされている場合があるため、公園管理者への確認が必要である。
9	海岸法	海岸管理者	海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。

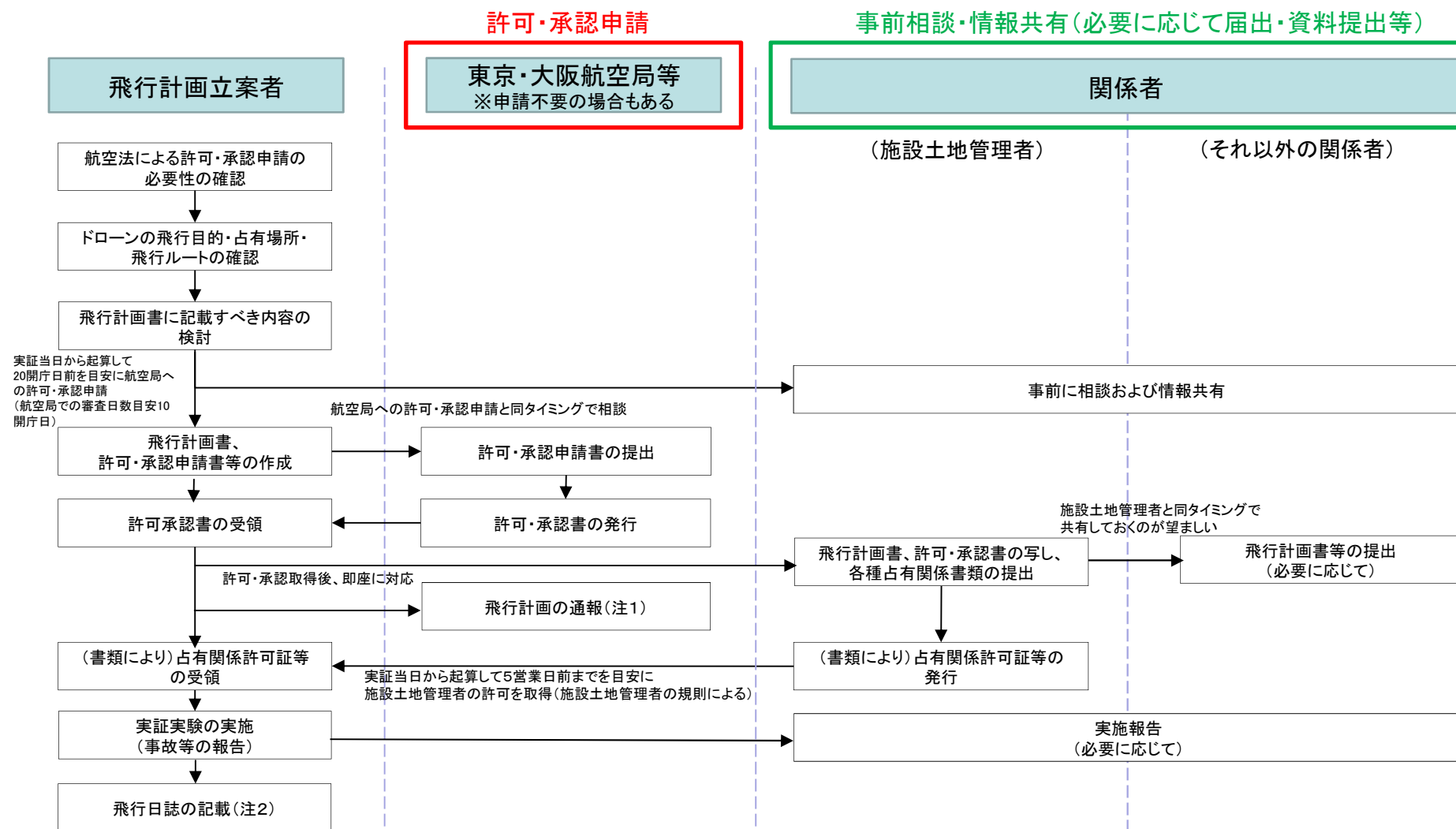
注1: 機体認証を受けた機体を、無人航空機操縦者技能証明を保有する操縦者が飛行させる場合には、立入管理措置や安全確保措置を講じる等の運航ルールの順守を前提に、特定飛行の一部について個別の許可等が不要となることに留意。

(参考)

- 国土交通省航空局ホームページ (https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)
- ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer4.0 (<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001598150.pdf>)
- 無人航空機の飛行と土地所有権の関係について (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf)

2. ドローンを活用する際に行う行政手続

2-2 ドローンを活用する際に行う行政手続の標準的な手続フロー



注1 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う場合は飛行計画の通報が義務となった。特定飛行以外の飛行を行う場合においても、飛行計画の通報が推奨される。

注2 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う場合は飛行日誌の備え及び記載が義務となった。特定飛行以外の飛行を行う場合においても、飛行日誌の備え及び記載が推奨される。

(備考)

- ・事故や災害等の発生時に、国や地方公共団体、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索、救助等を行うために無人航空機を飛行させる場合については、特例(航空法第132条の92)が適用される。本特例が適用された場合であっても、国土交通省航空局が定める「航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」(<https://www.mlit.go.jp/common/001110204.pdf>)を参照しつつ、安全確保を行うよう努めることが必要。

3. 行政手続事例

3-1 ドローンを活用した港湾施設の点検(概要)

1. 実証の想定シナリオ

防波堤等を対象に、ドローンを活用した点検を実施

2. 実施内容

自治体(川崎市)が管理する港湾施設(5)に設置したドローンポートから離陸し、港湾施設上空(5)及び海域の上空(4)を飛行させ、点検に必要な画像の撮影を行う。

3. 実施場所・実施日

- ・川崎港
- ・令和4年3月2日、3日

4. 人員・機材の配置場所

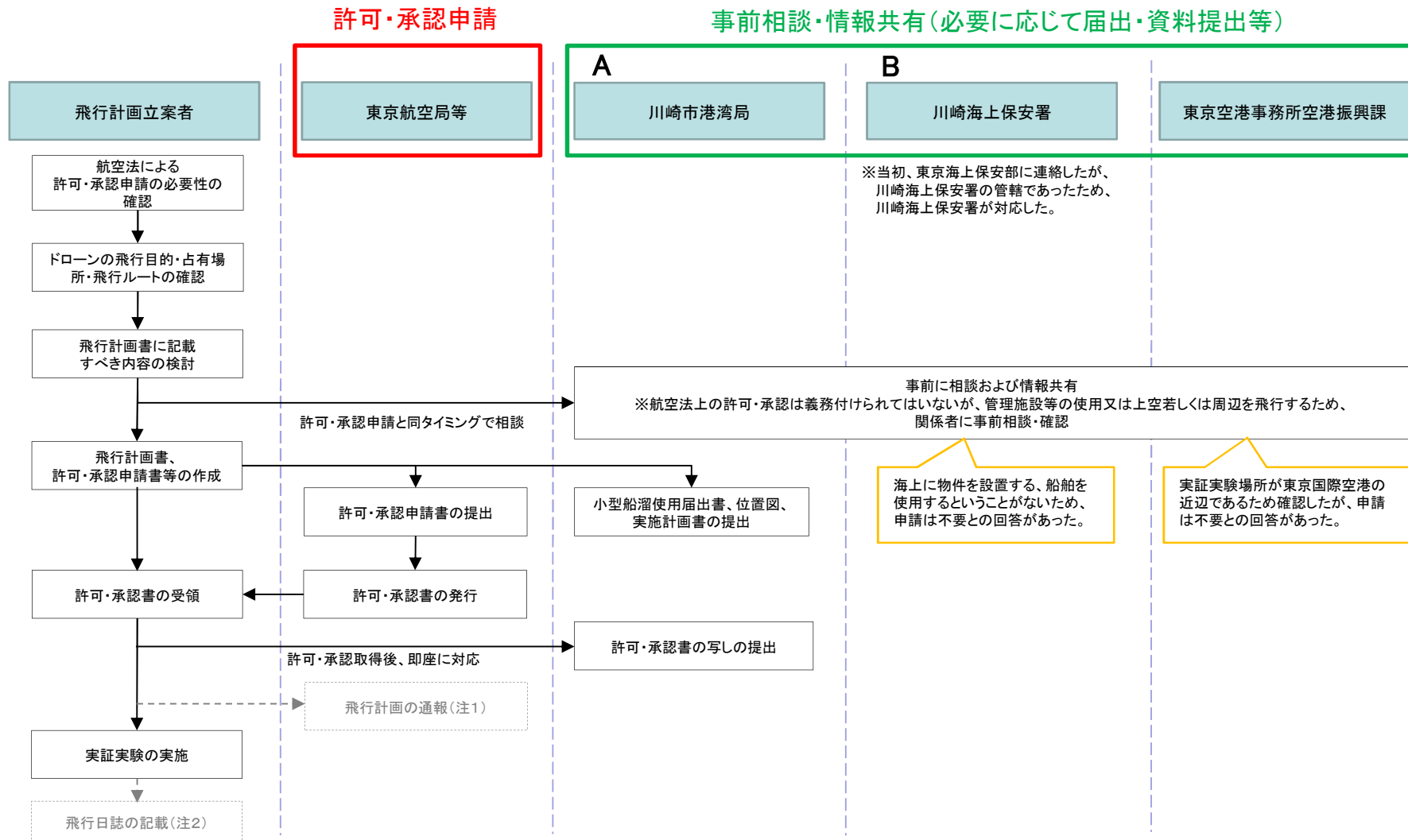


5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
1	航空法	東京航空局・大阪航空局等	東京航空局、 東京空港事務所空港振興課
4	港則法	海上保安部・保安署	川崎海上保安署
5	港湾法	港湾管理者	川崎市港湾局

3. 行政手続事例

3-1 ドローンを活用した港湾施設の点検(手続フロー)



注1 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行計画の通報が義務となった。
 注2 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行日誌の備え及び記載が義務となった。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

3. 行政手続事例

3-2 都市部の川沿いにおけるドローンを活用した支援物資輸送(概要)

1. 実証の想定シナリオ

ドローンを活用した都市部における支援物資輸送

2. 実施内容

国(国土交通省)が管理する船着場(3)に設置したドローンポートから離陸し、国(国土交通省)が管理する荒川の堤防上空(3)を飛行させ、首都高速道路高架下を通過し、自治体(東京都)が管理する中川(3)及び自治体(江戸川区)が管理する緑地(8)を横断した先の中学校校庭に設置したドローンポートに物資を輸送する。

3. 実施場所・実施日

- ・東京都江戸川区
- ・令和4年3月7日

5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
1	航空法	東京航空局・大阪航空局等	東京航空局
3	河川法	河川管理者	東京都第五建設事務所 荒川下流河川事務所小名木川出張所
8	都市公園法	公園管理者	江戸川区緑地管理部

(※)首都高速道路の高架下を通過させたため、首都高速道路株式会社にも情報共有を行った。

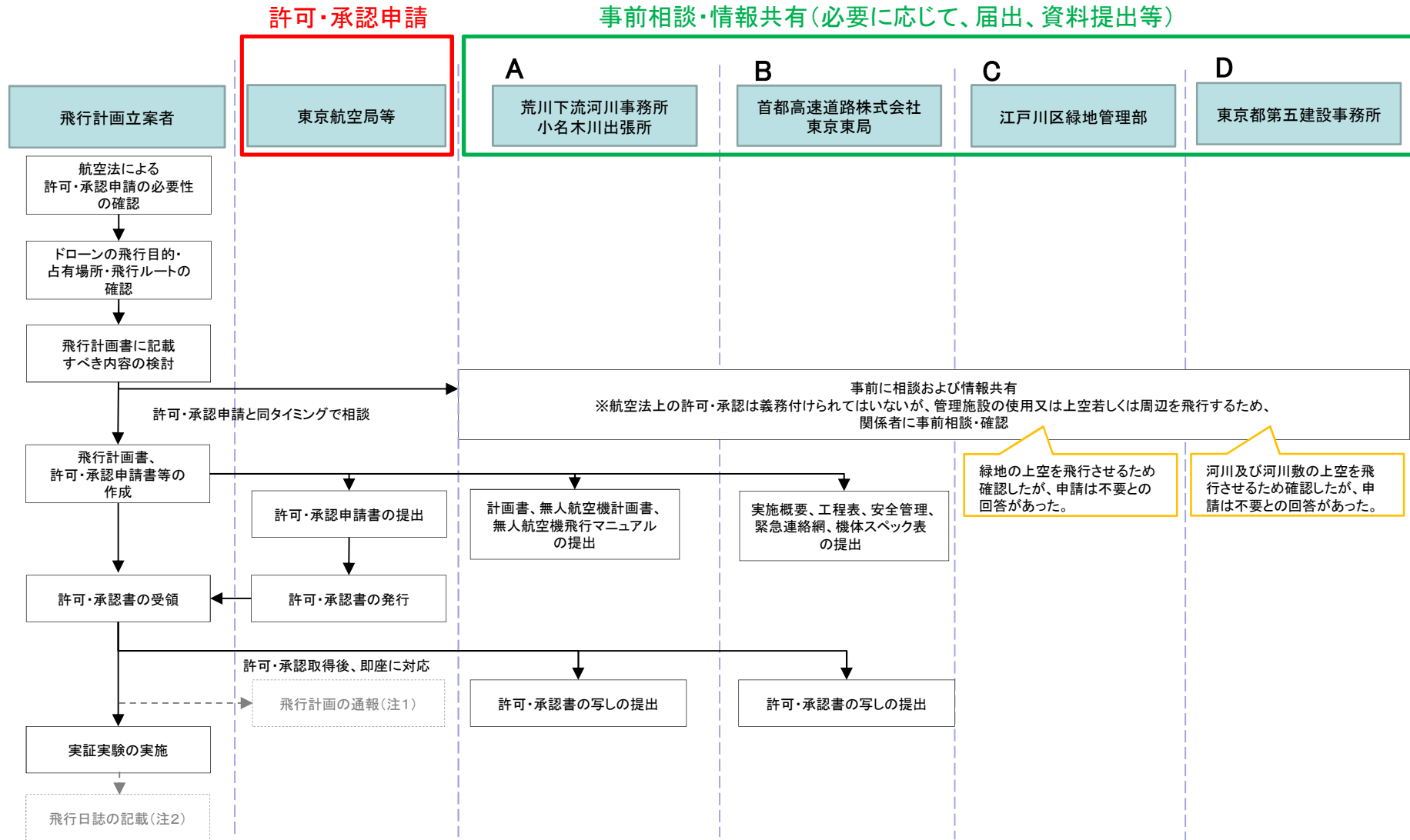
4. 人員・機材の配置場所



A: 荒川下流河川事務所小名木出張所の関係区域
 B: 首都高速道路株式会社東京東局の関係区域
 C: 江戸川区緑地管理部の関係区域
 D: 東京都第五建設事務所の関係区域
 ← 飛行ルート

3. 行政手続事例

3-2 都市部の川沿いにおけるドローンを活用した支援物資輸送(手続フロー)



注1 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行計画の通報が義務となった。

注2 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行日誌の備え及び記載が義務となった。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

3. 行政手続事例

3-3 ドローンを活用した臨港道路等の点検(概要)

1. 実証の想定シナリオ

臨港道路及び護岸を対象に、ドローンを活用した点検を実施

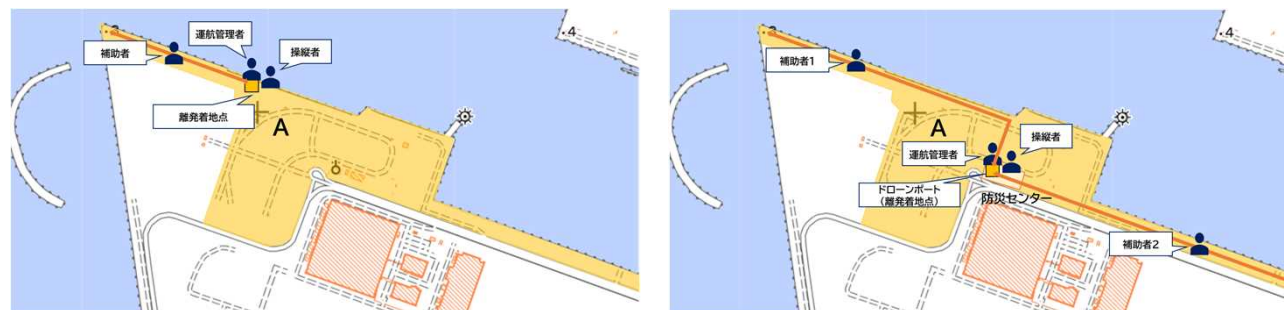
2. 実施内容

近畿圏臨海防災センターに設置したドローンポートから離陸し、自治体(大阪府)が管理する港湾施設上空(5)を飛行させ、点検に必要な画像の撮影を行う。

3. 実施場所・実施日

- ・堺泉北港
- ・令和4年3月10日

4. 人員・機材の配置場所



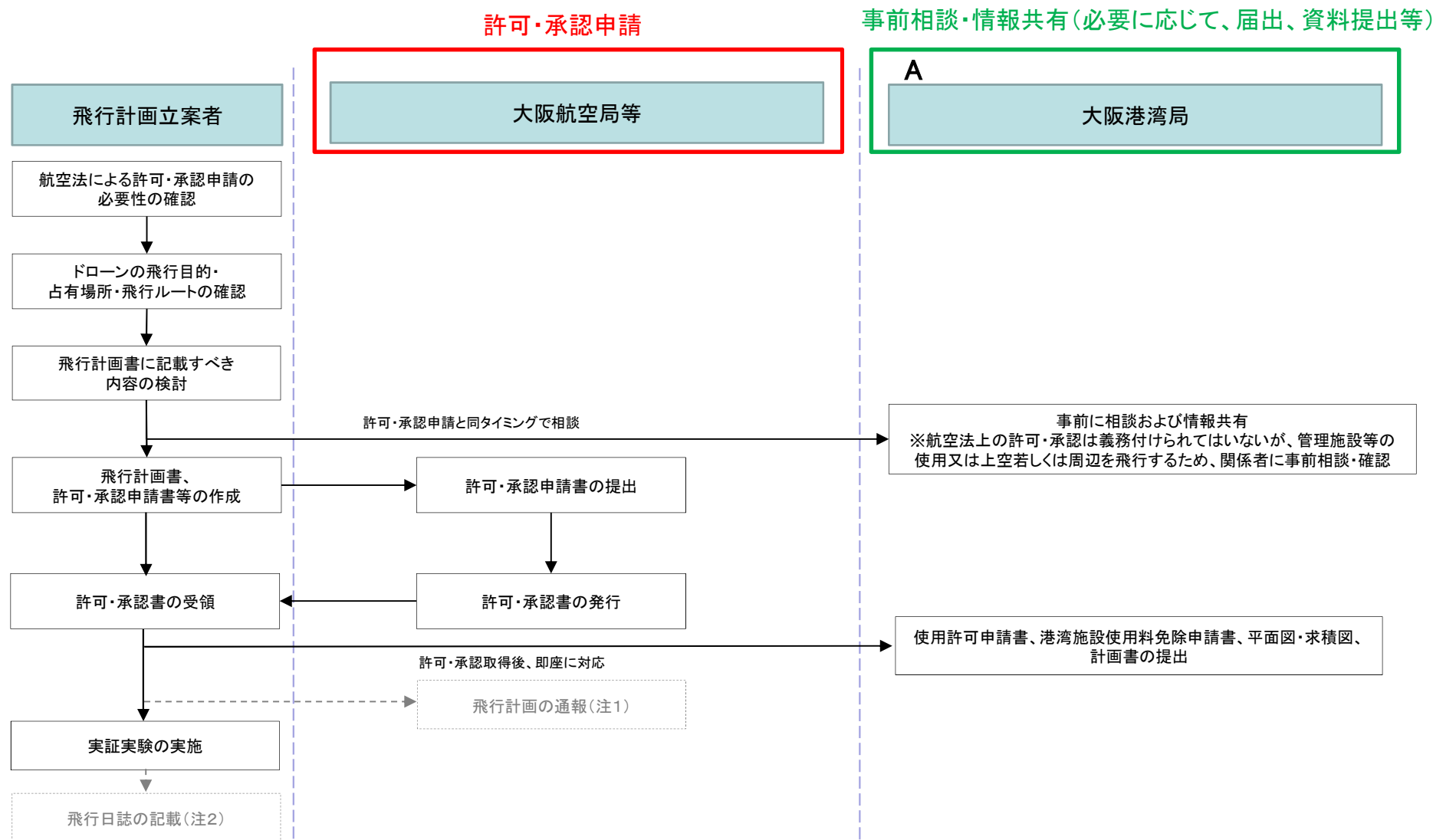
A:大阪港湾局の関係区域
 飛行ルート

5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
1	航空法	東京航空局・大阪航空局等	大阪航空局
5	港湾法	港湾管理者	大阪港湾局

3. 行政手続事例

3-3 ドローンを活用した臨港道路等の点検(手続フロー)



注1 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行計画の通報が義務となった。

注2 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行日誌の備え及び記載が義務となった。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

3. 行政手続事例

3-4 都市部の臨海地域におけるドローンを活用した支援物資輸送(概要)

1. 実証の想定シナリオ

ドローンを活用した海上の船舶及び陸地に設置されたドローンポート間の支援物資の輸送

2. 実施内容

ミチノテラス豊洲に設置したドローンポートから離陸し、自治体(江東区)が管理する公園(8)及び人の往来が予想される遊歩道(2)上空を横断し、自治体(東京都)が管理する港湾区域(5)に停泊している船舶に設置(4)したドローンポートに(またはその逆ルートで)物資を輸送する。

3. 実施場所・実施日

- ・東京都江東区
- ・令和4年3月18日

5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
1	航空法	東京航空局・大阪航空局等	東京航空局
4	港則法	海上保安部・保安署	東京海上保安部航行安全課
5	港湾法	港湾管理者	東京都港湾局
8	都市公園法	公園管理者	江東区土木部河川公園課

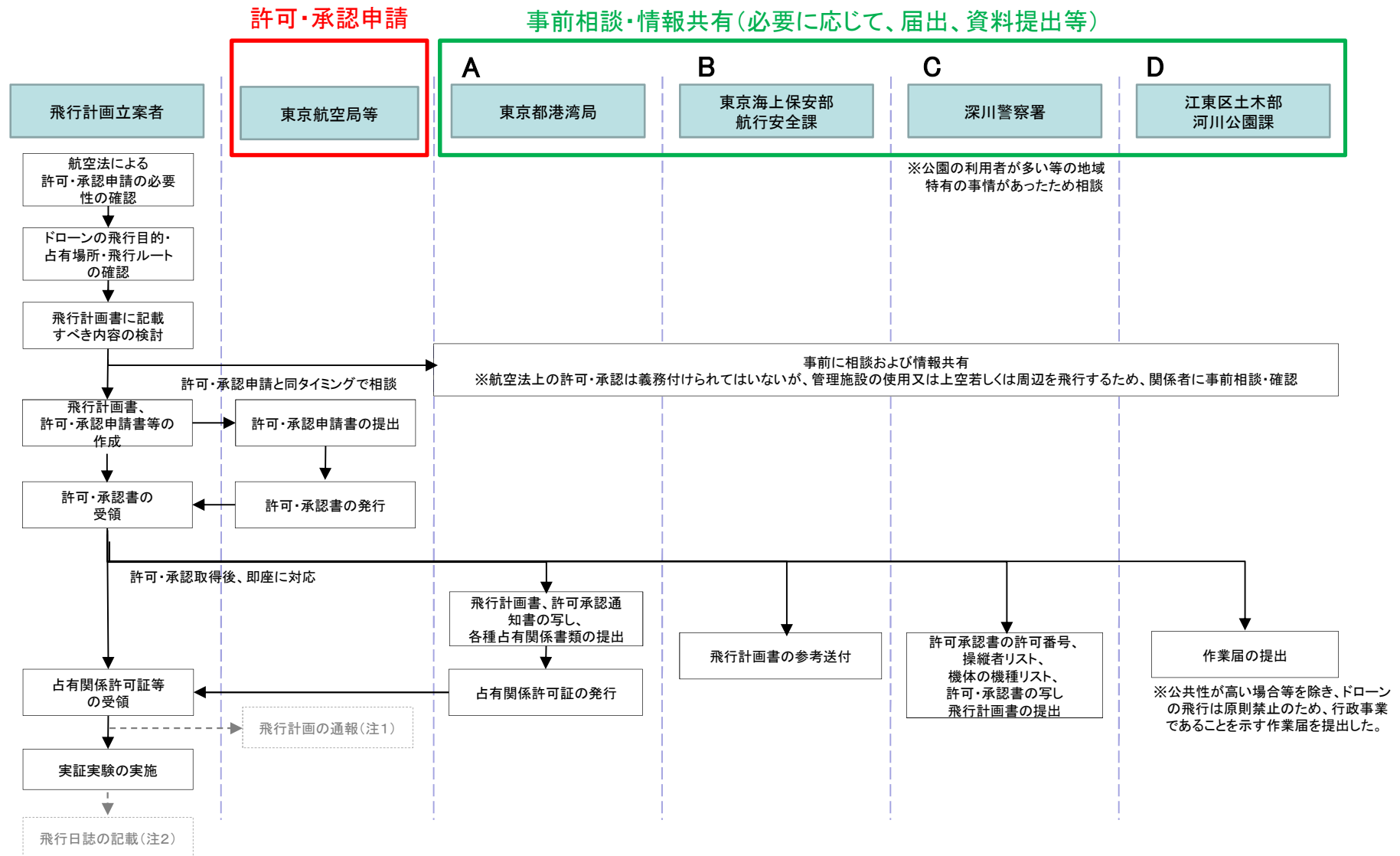
4. 飛行ルート人員・機材の配置場所



- A: 東京都港湾局の関係区域
- B: 東京海上保安部航行安全課の関係区域
- C: 深川警察署の関係区域
- D: 江東区土木部河川公園課の関係区域
- 飛行ルート

3. 行政手続事例

3-4 都市部の臨海地域におけるドローンを活用した支援物資輸送(手続フロー)



注1 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行計画の通報が義務となった。

注2 改正航空法の施行に伴い、特定飛行を行う本実証実験の場合は飛行日誌の備え及び記載が義務となった。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

3. 行政手続事例

3-5 沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送(概要)

1. 実証の想定シナリオ

ドローンを活用した浜辺または海上の船舶と陸地に設置されたドローンポート間の支援物資輸送

2. 実施内容

自治体(香南市)が管理している海岸付近(9)及び海域に停泊している小型船舶(港湾業務艇)に設置(4)したドローンポートから離陸し、自治体(高知県)が管理する県道(2)の上空を飛行させ、自治体(香南市)が管理する東荒津波避難タワー(7)に設置したドローンポートに向け物資を輸送する。

3. 実施場所・実施日

- ・高知県香南市
- ・令和4年3月24日、25日

4. 人員・機材の配置場所

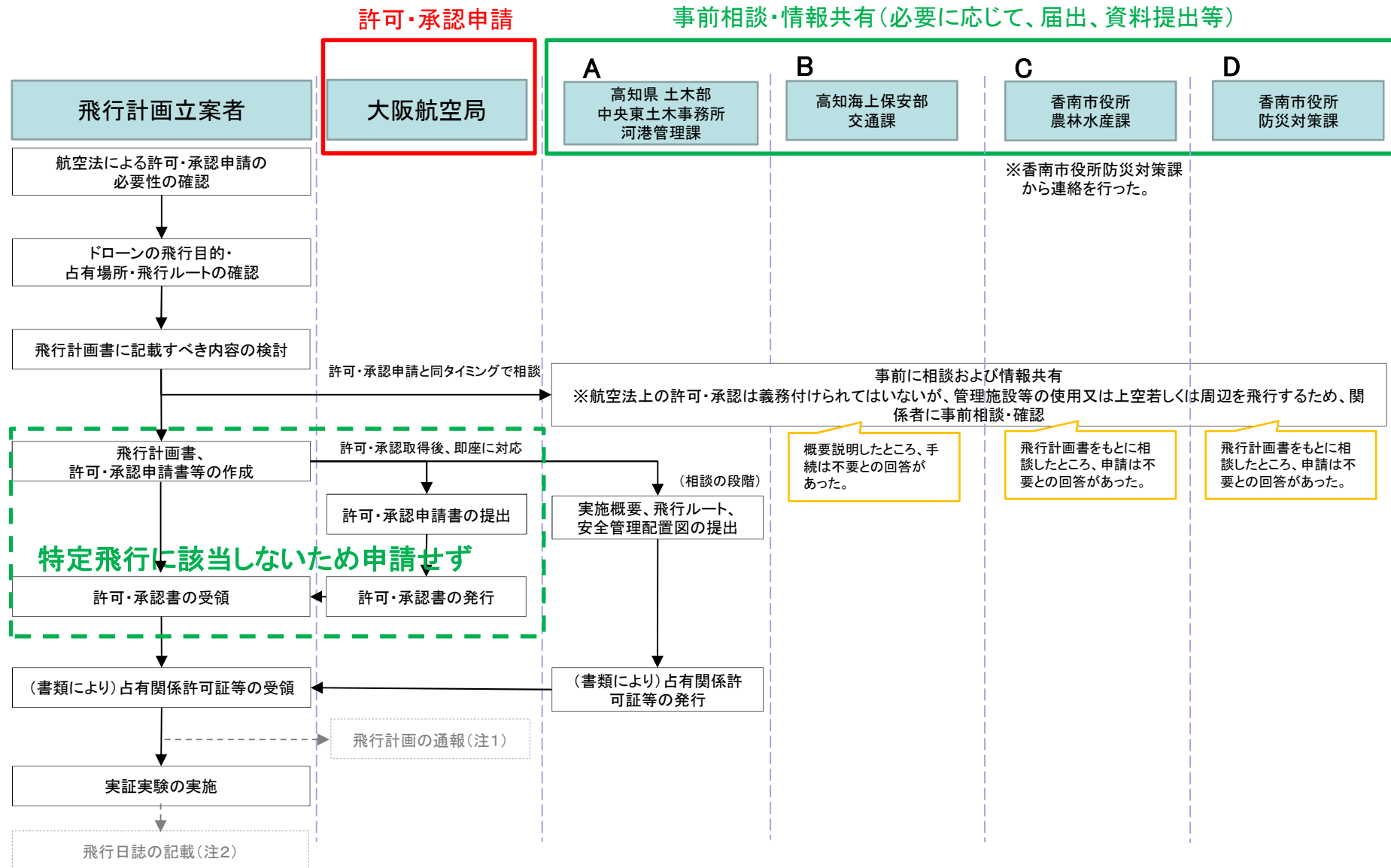


5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
2	道路法	道路管理者	高知県 土木部 中央東土木事務所 河港管理課
4	港則法	海上保安部・保安署	高知海上保安部交通課
7	民法	施設管理者	香南市役所 防災対策課
9	海岸法	海岸管理者	香南市役所 農林水産課

3. 行政手続事例

3-5 沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送(手続フロー)



注1 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行計画の通報が推奨される。

注2 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行日誌の備え及び記載が推奨される。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

3. 行政手続事例

3-6 沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送(概要)

1. 実証の想定シナリオ

沿岸部において災害等により陸路が断絶された場合を想定し、小型船(港湾業務艇)に設置したドローンポートから内陸の災害支援拠点までドローンによる支援物資輸送

2. 実施内容

中部地方整備局清水港湾事務所及び東伊豆町が合同で行った船舶を活用した物資・被災者輸送訓練の一部として、ドローンに緊急物資を搭載し、自治体(静岡県)が管理している稲取漁港内(6)の海上にある小型船(港湾業務艇)から(4)、民間企業(伊豆急ホールディングス株式会社)が管理する伊豆急行(7)や自治体(東伊豆町)が管理する町道(2)の上空を通過し、内陸の災害支援拠点に想定した稲取高校(7)まで、ドローンにより支援物資を輸送する。

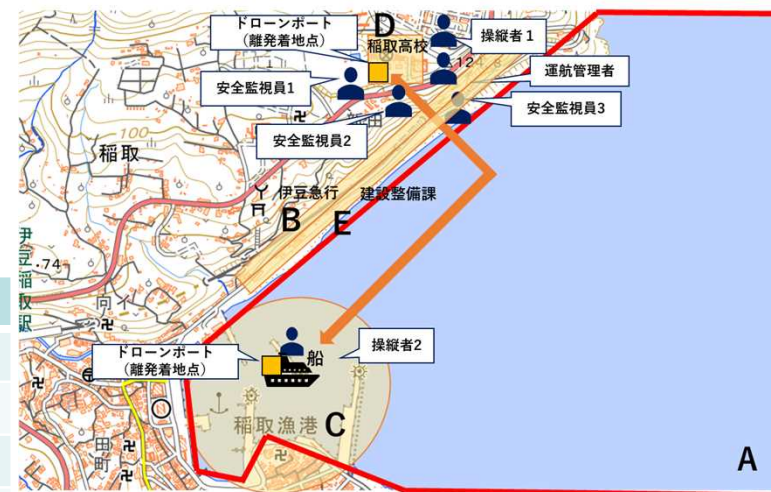
3. 実施場所・実施日

- 静岡県東伊豆町
- 令和4年10月4日

5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
2	道路法	道路管理者	東伊豆町役場 建設整備課
4	港則法	海上保安部・保安署	下田海上保安部交通課
6	漁港漁場整備法	漁港管理者	静岡県 下田土木事務所
7	民法	施設土地管理者	伊豆急ホールディングス株式会社 稲取高校

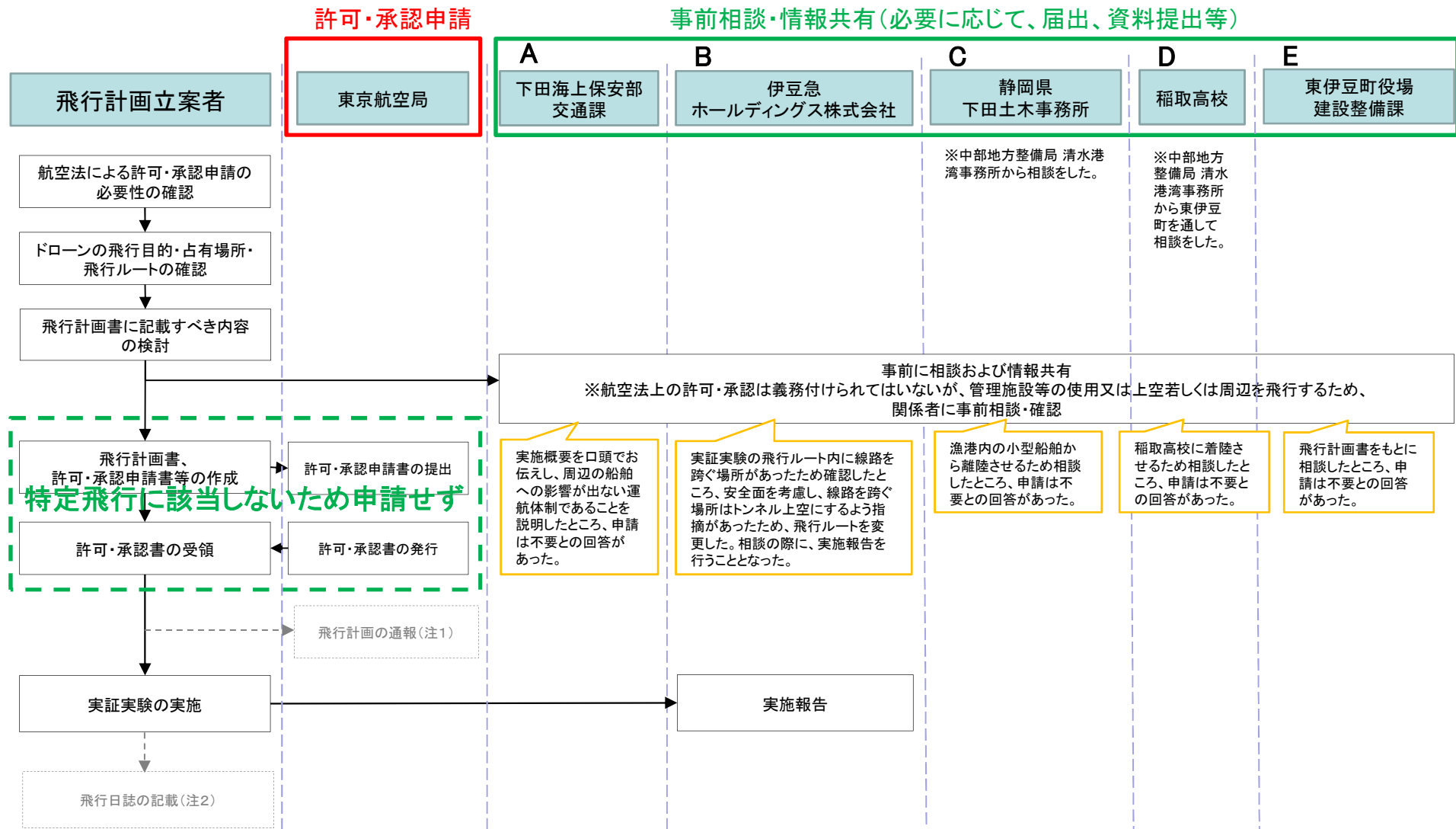
4. 人員・機材の配置場所



- A: 下田海上保安部交通課の関係区域
- B: 伊豆急ホールディングスの関係区域
- C: 下田土木事務所の関係区域
- D: 稲取高校の関係区域
- E: 東伊豆町建設整備課の関係区域
- 飛行ルート

3. 行政手続事例

3-6 沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送(手続フロー)



注1 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行計画の通報が推奨される。

注2 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行日誌の備え及び記載が推奨される。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

3. 行政手続事例

3-7 ドローンを活用した港湾施設の点検(概要)

1. 実証の想定シナリオ

波除堤及び栈橋の上部工を対象に、施設表面の変状を把握できる画像をドローンを活用して撮影

2. 実施内容

自治体(川崎市)が管理する港湾施設上(5)からドローンを飛行させ、自治体(川崎市)が管理する港湾施設(5)及び海域の上空(4)を飛行させ、表面の変状を把握できる画像を撮影する。

3. 実施場所・実施日

- ・川崎港
- ・令和4年11月30日

4. 人員・機材の配置場所



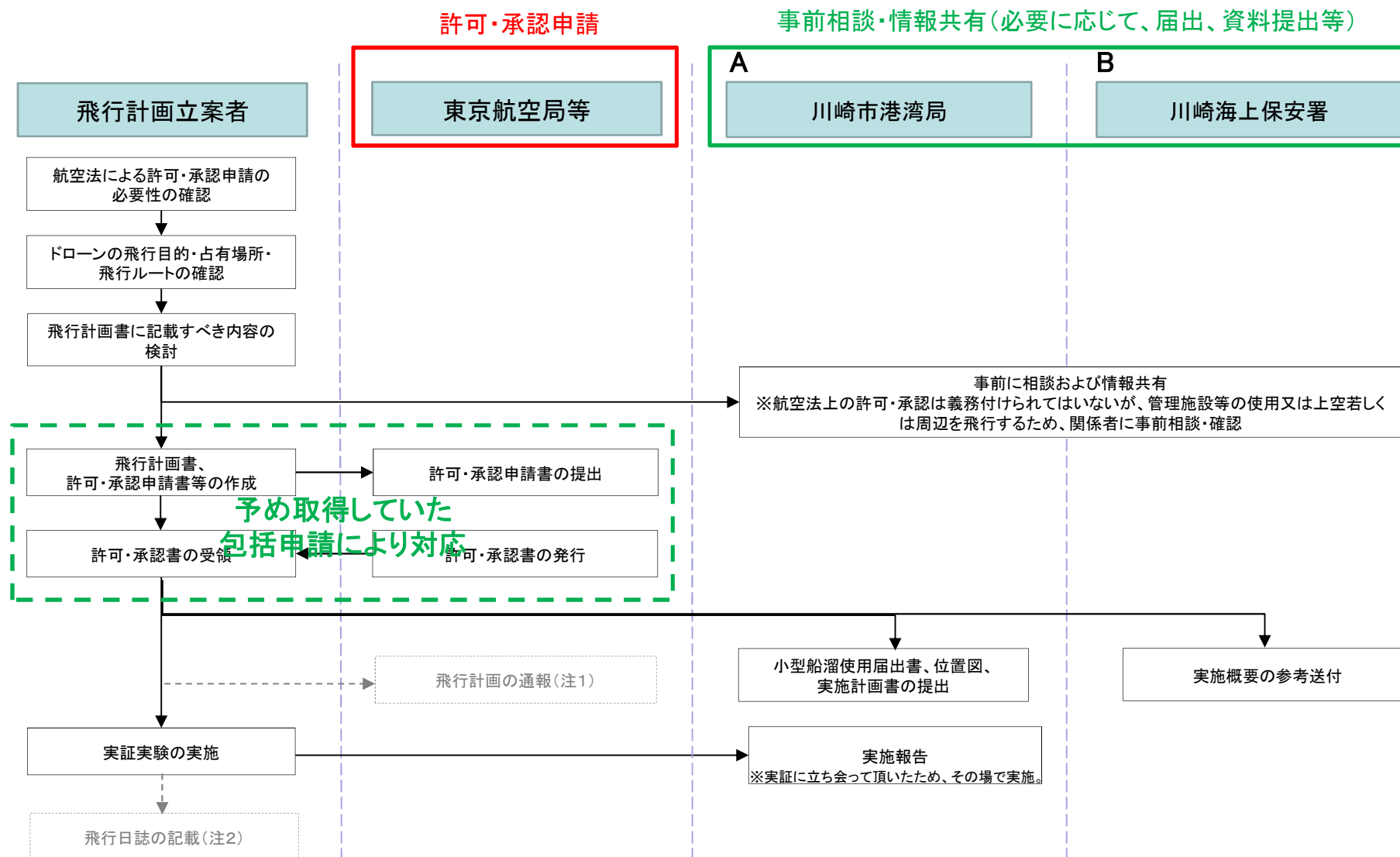
A:川崎市港湾局の関係区域
 B:川崎海上保安署の関係区域
 ←飛行ルート

5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
4	港則法	海上保安部・保安署	川崎海上保安署
5	港湾法	港湾管理者	川崎市港湾局

3. 行政手続事例

3-7 ドローンを活用した港湾施設の点検(手続フロー)



注1 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行計画の通報が推奨される。

注2 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行日誌の備え及び記載が推奨される。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

※昨年度(3-1参照)は、東京国際空港の進入表面の下の空域の飛行が、飛行ルートの1つとしてあったため事前相談を行っていたが、今年度の飛行ルートでは東京国際空港へ相談が必要なルートを行っていない(進入表面のエリア外を飛行した)ため、事前連絡等をしていない。

3. 行政手続事例

3-8 ドローンを活用した海底測量(概要)

1. 実証の想定シナリオ

グリーンレーザーを搭載したドローンを活用した海底測量(海底地形計測)

2. 実施内容

自治体(愛知県)が管理している港湾施設(5)から離陸し、海域の上空(4)を飛行させ、海底地形を測量する。

3. 実施場所・実施日

- ・三河港
- ・令和4年12月2日

4. 人員・機材の配置場所



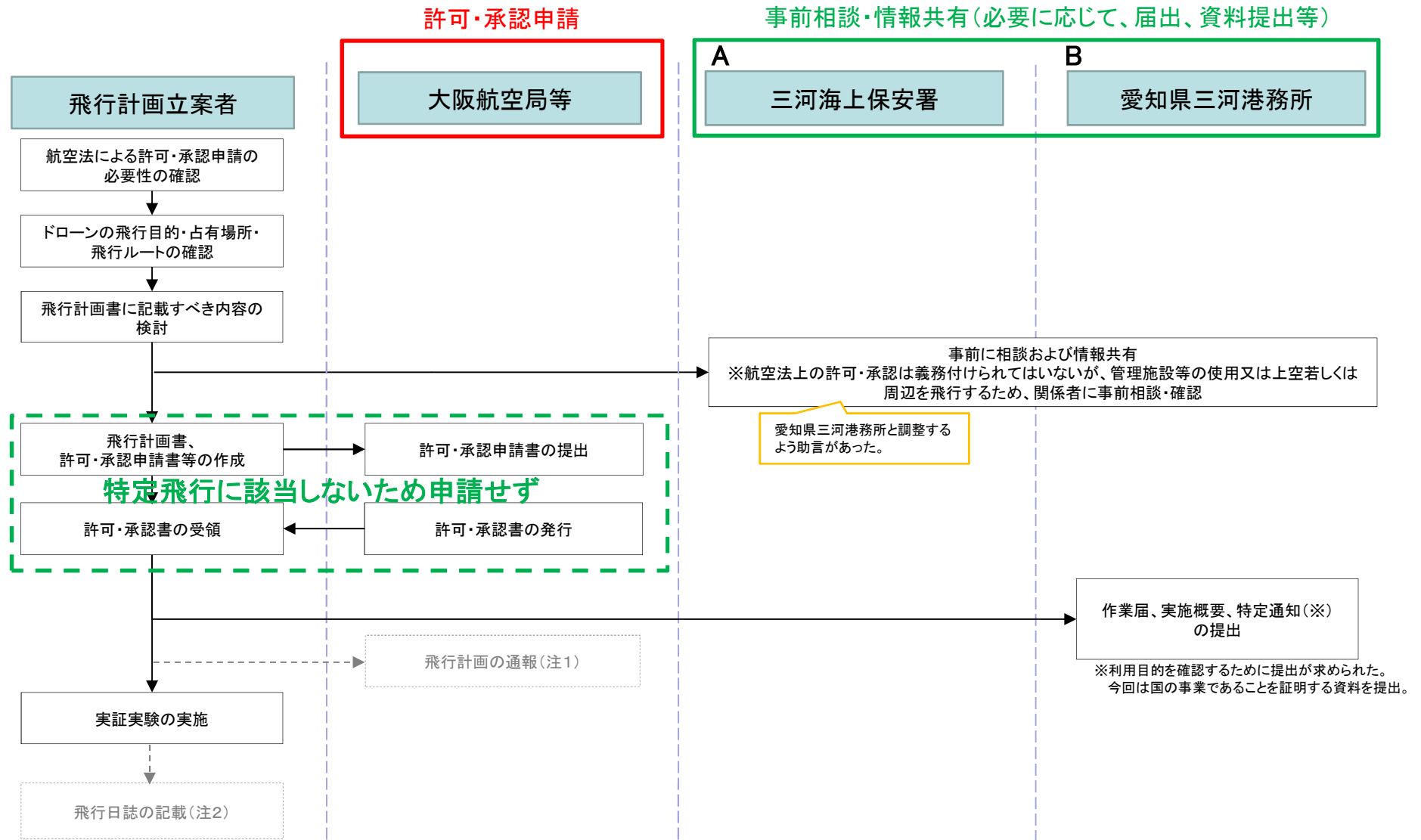
5. 関係者等

	法令	関係者等	申請・連絡先
4	港則法	海上保安部・保安署	三河海上保安署
5	港湾法	港湾管理者	愛知県三河港務所

(※)水路測量を行う場合は、水路業務法第6条に基づく許可申請が必要となる場合がある。

3. 行政手続事例

3-8 ドローンを活用した海底測量(手続フロー)



注1 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行計画の通報が推奨される。

注2 特定飛行以外の飛行を行う本実証実験の場合においても、飛行日誌の備え及び記載が推奨される。

※本手続フローは本実証実験における場合のものであり、申請・許可等の要否は案件ごとに個別に判断されるため、関係者に対して事前相談及び情報共有することが必要。

4. 手続一覧表

事例	実施場所	実施日	許可・承認申請先	事前相談・情報共有先(※)
ドローンを活用した港湾施設の点検	川崎港	令和4年3月2日、3日	東京航空局	東京空港事務所空港振興課 川崎海上保安署 川崎市港湾局
都市部の川沿いにおけるドローンを活用した支援物資輸送	東京都江戸川区	令和4年3月7日	東京航空局	東京都第五建設事務所 荒川下流河川事務所小名木川出張所 首都高速道路株式会社東京東局 江戸川区緑地管理部
ドローンを活用した臨港道路等の点検	堺泉北港	令和4年3月10日	大阪航空局	大阪港湾局
都市部の臨海地域におけるドローンを活用した支援物資輸送	東京都江東区	令和4年3月18日	東京航空局	東京海上保安部航行安全課 東京都港湾局 江東区土木部河川公園課 深川警察署
沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送	高知県香南市	令和4年3月24日、25日	—	高知県 土木部中央東土木事務所 河港管理課 高知海上保安部交通課 香南市役所防災対策課 香南市役所農林水産課
沿岸部におけるドローンを活用した支援物資輸送	静岡県東伊豆町	令和4年10月4日	—	東伊豆町役場 建設整備課 下田海上保安部交通課 静岡県下田土木事務所 伊豆急ホールディングス株式会社 稲取高校
ドローンを活用した港湾施設の点検	川崎港	令和4年11月30日	—	川崎海上保安署 川崎市港湾局
ドローンを活用した海底測量	三河港	令和4年12月2日	—	三河海上保安署 愛知県三河港務所

※詳細は各事例の手続フローを参照。